

継 続 審 査

請願・陳情文書表

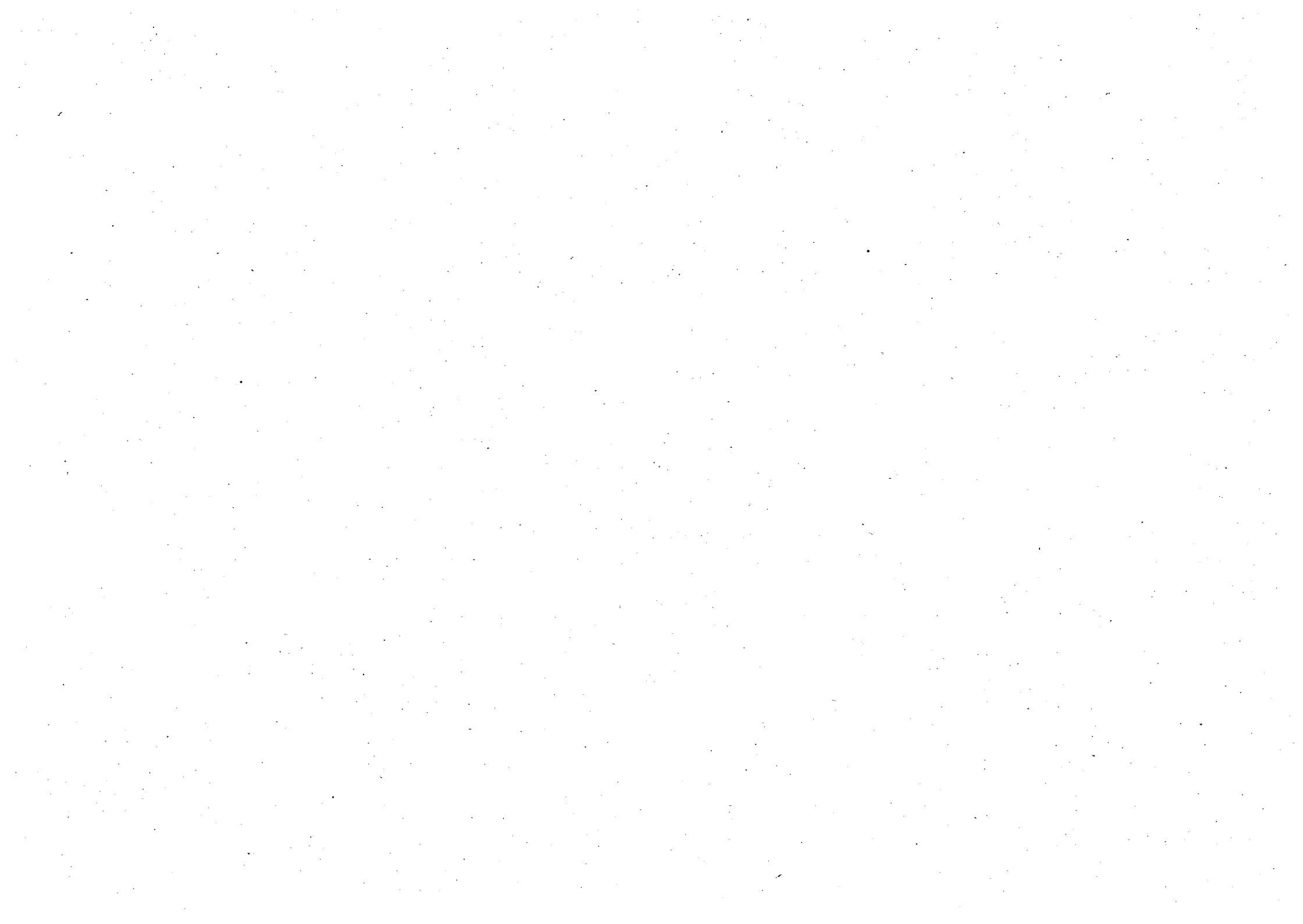
平成27年9月定例会審査資料

鳥取県議会

目 次

陳 情 の 部

| | |
|-----------|---|
| 陳 情 一 覧 表 | 1 |
| 総務教育常任委員会 | 3 |



陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

| 受理番号及び 受理年月日 | 所管 | 件名 | 提出者 | 備考 |
|----------------------------|-----|------------------------------------|-------------------|----|
| 総 27年- 12 (27. 6. 4) | 教 育 | 県立高等学校の数の維持と学級定員の引下げを求める ことについて | 鳥取県高等学校教職員組合 外 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

陳情一覧表



総務教育常任委員会・陳情

| 受理番号及び受理年月日 | 所 管 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 | 審査結果 |
|----------------------|-----|--|-------------------------------------|------|
| 27年-12 (27. 6. 4) | 教 育 | <p>県立高等学校の数の維持と学級定員の引下げを求ることについて</p> <p>▶陳情趣旨</p> <p>鳥取県教育委員会は、「多様化している生徒一人ひとりの個性を大切にするための多様な教科・科目の設置、選択幅のあるより柔軟な教育の推進」「生徒減を踏まえた学校のあり方への再編」のためとして、1998（平成 10）年高校教育改革基本計画を決定し、2004（平成 16）年までに 6 校の学校削減を含む大規模な高校改革を実施してきた。</p> <p>2009（平成 21）年には、「次代を担う生徒を育成するための魅力と活力にあふれる本県高等学校教育の在り方について（第二次答申）」が出され、「県全体の活力や地域的なバランス、また、時代や社会の変化に対応するための資質や人材を育成する観点から、学校数および配置は、現状を維持」することとなり、以降は学級減が継続して行われ、2012（平成 24）年までに 19 学級が減少した。</p> <p>2018（平成 30）年の生徒数 5,240 名に対して、2025（平成 37）年の生徒数は 4,902 名となり、338 名の生徒減少が見込まれる中、2014（平成 26）年 9 月に「次代を担う生徒を育成するための魅力と活力にあふれる本県高等学校教育の在り方について【平成 31 年度～平成 37 年度】（第三次答申）」が鳥取県教育審議会から出され、鳥取県教育委員会は 2015（平成 27）年 10 月には「今後の県立学校のあり方に関する基本方針（平成 31 年度～平成 37 年度）」を策定しようとしている。</p> <p>「第三次答申」において、「学校が小規模になることは、生徒同士、あるいは生徒と教職員の相互理解が深まったり、生徒一人一人の活躍の機会が増加したりするなど、教職員にとっては個に応じたきめ細やかな指導が可能となり、生徒にとって豊かな人間性を養う上で大きな効果がある」と述べられている</p> | <p>鳥取県高等学校教職員組合</p> <p>鳥取県教職員組合</p> | |

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | <p>のように、一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するために、生徒減少期の今こそ、現行の高校数を減らすことなく、少人数学級を実現することが求められている。</p> <p>鳥取県では、小学校1・2年生においては30人以下、中学校1年生においては33人以下を学級編成の標準と定め、県の独自措置としての少人数学級制をすでに実施している。この少人数学級に関して県教育委員会小中学校課が行った教職員・保護者への調査結果（「少人数学級の教育効果等に関するアンケート調査結果」）を見ると、積極的・肯定的な回答が多いことがわかる。一例を挙げると、「33人学級は学習面における指導の効果があるか」という問い合わせに対して小学校教員の96.9%が「そう思う」と回答しており、効果がある理由として9割が「子どもの学習状況の適切な把握ができる」と回答している。このような県独自の条件整備が高校においても必要であり、今こそ、実施に移す時期と言える。</p> <p>さらに、中山間地等に存在する学校について「第三次答申」は、「中山間地の学校については、自然に恵まれた学習環境や小規模であることのメリットを生かし、生徒、保護者等のニーズに応える学校づくりを明確にして、創意工夫を生かした魅力や特色ある教育活動に取り組むことが必要である。また、すでに授業や学校行事において地域の支援を得ながら魅力化や特色づくりの取組を進めている学校もあり、今後このような取組をより一層推進していくに当たって必要となる支援や体制整備などについても、十分に検討していく必要がある」と中山間地等の学校への特別な対応の必要性を述べている。具体的には、中山間地等に存在する高等学校の学級定員を他地域よりさらに少なくするなど特別な手立てをほどこし、地域に高校を残して生徒の学習権保障をしていかなければならない。</p> <p>子どもたちに豊かな教育を保障していくため、以下のことを陳情する。</p> | | |
|--|--|---|--|--|

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | <p>►陳情項目</p> <ol style="list-style-type: none">1. 現行の県立高等学校数を維持し、これ以上の再編は行わないこと。2. 県内すべての県立高等学校の学級定員を 35 人に引き下げて、一人ひとりを大切にした教育を展開すること。3. 中山間地等の高等学校については、さらなる財政的配慮を行い、地域に学校を残すこと。<ul style="list-style-type: none">・学級定員を 30 人に引き下げるこ。・定数法に縛られず、教職員の加配措置を行うこと。・地域資源を生かした教育活動を展開するために、施設設備の拡充を行うこと。 | | |
|--|--|--|--|--|

総務教育常任委員会・陳情

